

事業等名	中小企業等賃上げ・人材確保環境整備応援事業補助金		
▼こんなときに			
計画的な賃上げ・人材確保に向けた就業規則の見直しを実施するとき			
▼こんな支援が受けられます			
対象事業	対象経費	補助率	補助限度額
計画的な賃上げ・人材確保に向けた就業規則の見直し	社会保険労務士等が行う就業規則等の見直しおよびこれに係る調査に要する経費	補助対象経費の2/3以内	10万円以内
※業種の異なる事業所を有する場合、1企業当たり最大2件とします。			
※「賃上げ・人材確保に向けた行動計画の作成(事業計画)」、「改正後の就業規則等の従業員への周知」、「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録」の補助要件があります。			
※詳細については、ホームページをご確認ください。			
申請期間等	令和7年5月頃～ ※詳しくは下記県ホームページをご確認ください。		
問い合わせ先	滋賀県 商工観光労働部 労働雇用政策課 労政福祉係 TEL:077-528-3697 E-mail:fe0001@pref.shiga.lg.jp ホームページ:https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/336290.html		